



昭和四十九年六月三日

- 第十條 前条及び別表の規定の昭和四十九年度における適用については、これらの規定に掲げる俸給月額額は、いずれも、その額に百分の百十を乗じて得た額（その乗じて得た額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- 附 則
- 1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。
- 2 検察官が昭和四十九年四月一日以後の分として支給を受けた俸給その他の給与は、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。
- 理 由
- 一般の政府職員の給与改定に伴い検察官の給与を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
- 中村国務大臣 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を便宜一括して説明いたします。
- 政府は、昭和四十九年五月三十日に行なわれた人事院勧告の趣旨にかんがみ、一般の政府職員の給与を改定する措置を講ずる必要があると認め、今国会に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案を提出いたしました。そこで、裁判官及び検察官につきましても、一般の政府職員と同様の措置を講ずるため、この両法律案を提出した次第でありまして、改正の内容は、次のとおりであります。
- すなわち、裁判官の報酬及び検察官の俸給につきましては、従来、それぞれ、おおむね特別職または一般職の職員の俸給の増額に準じて増額することとされておりましたところ、今回、昭和四十九年度に限り、暫定的に、特別の措置として、特別職及び一般職の職員について、一定の割合でそ

の俸給を増額することといたしておりますので、これと同様の措置として、裁判官の報酬及び檢察官の俸給を同一の割合で増額することとしております。

この改正は、一般の政府職員の場合と同様、昭和四十九年四月一日にさかのぼって適用することとしております。

以上が、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださいますよう、お願いいたします。

○小平委員長 これにて両案の趣旨説明は終わりました。

○小平委員長 これより質疑、討論に入るのであります。申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○小平委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○小平委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいま議決いたしました両案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小平委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○小平委員長 これより請願の審査に入ります。請願日程第一から第八七までを一括して議願いたします。

各請願の内容につきましては、文書表で御承知のことと存じますし、また、先ほどの理事会で協議いたしましたので、この際紹介議員の説明等を省略し、直ちに採否を決したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小平委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本日の請願日程中、日程第一七、第二二、第二六、第三二、第三三及び第七一の各請願は、いずれも採択の上内閣に送付すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小平委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

残余の各請願は、いずれも採否の決定を保留いたしたいと存じますので、御了承願います。

なお、ただいま議決いたしました請願に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小平委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○小平委員長 今国会、本委員会に参考送付されました陳情書は、お手元に配付いたしてあります。念のため御報告いたします。

○小平委員長 閉会中審査に関する件についておはかりいたします。

裁判所の司法行政に関する件

法務行政及び檢察行政に関する件並びに

国内治安及び人権擁護に関する件

以上の各件につきましては、議長に対し、閉会中審査の申し出をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小平委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

閉会中の委員派遣に関する件についておはかりいたします。

閉会中審査案件が付託になり、委員派遣を行なう必要が生じた場合には、議長に対し委員派遣承認申請を行なうこととし、その派遣期間、人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小平委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本日は、これにて散会いたします。

午後四時二十八分散会

昭和四十九年六月六日印刷

昭和四十九年六月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局